

村山市監査委員公告 第5号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年2月27日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 商工観光課
2. 監査の期間 令和7年2月14日から令和7年2月27日まで
3. 監査の範囲 令和6年1月1日から令和6年12月末日までにおける、財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

【注意事項】

東沢バラ公園入園料について

東沢バラ公園入園料については、村山市財務規則第42条の規定のとおり、収納金払込票により指定金融機関等に払い込みとなっている。しかし、令和6年6月10日分入園料の収納事務については、規定の処理を行わず財務会計の歳入調定（納入通知書）による納付の事例が認められた。

現金の収納に当たっては、村山市財務規則に基づき適正な事務処理をされたい。